

助成制度

- (1)要件…………… 輪島市に居住している方で、市税や受益者負担金等の市に対する納付金を滞納していないこと。
- (2)対象施設……… 新規に下水道等接続工事（排水設備工事）を行う既存の一般住宅（住宅兼店舗含む）又は集合住宅（新築は対象外）。

③汲取便槽・浄化槽撤去等費用助成

助成内容	排水設備工事に伴い、既存の汲取便槽又は浄化槽の撤去及び埋立の費用を助成するもの。 <u>※浄化槽市町村整備推進事業を利用した場合は対象外。</u> <u>※着工前及び完成後の工事写真を必ず添付すること。</u>
助成金額	撤去等費用（上限 10 万円）

④腰掛式トイレ改造助成

助成内容	排水設備工事に伴い、既存の和式トイレ（腰掛式簡易トイレを含む）から腰掛式トイレへ改造する際に、その器具費用を助成するもの。 <u>※着工前及び完成後の工事写真は必ず添付すること。</u>
助成金額	器具費用（上限 5 万円。65 歳以上の方を含む世帯は上限 10 万円）

⑤他の助成と併用した追加助成

助成内容	排水設備工事に伴い、次の助成制度を1つでも利用した場合に追加で助成するもの。 ア. 輪島市在宅支援型住宅リフォーム推進事業実施要綱に規定する助成【担当：健康推進課】 イ. 輪島市障害者地域生活支援事業に関する条例施行規則に規定する助成【担当：福祉課】 ウ. 輪島市既存建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱に規定する助成【担当：都市整備課】 エ. 輪島景観重点地区修景整備事業補助金交付要綱に規定する助成【担当：都市整備課】 オ. 輪島市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則に規定する助成【担当：文化課】
助成金額	排水設備の工事費に 1/5 を乗じた額（上限 10 万円）

※当該助成金額を算定する場合、排水設備工事費より助成金額③④を控除し算定すること。